＜面会交流調停を申し立てる方へ＞

１　概要

別居中又は離婚後、子を監護していない親は、子を監護している親に対して子との面会交流を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子の年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停を申し立てることができます。

円滑な面会交流の実施は子の健全な成長にとても大切なものですので、調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、書類等を提出していただいたりして、申立人、相手方及び子の状況等を把握しながら、双方の合意を目指して話合いを進めます。話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

２　申立てに必要な費用

□　収入印紙・・対象となる子（未成年者）１人につき1200 円

□　連絡用の郵便切手・・140円×１枚、84円×6枚、50円×2枚、10円×9枚
合計834円分

３　申立てに必要な書類等

□　申立書３通

→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの３通を作成してください。なお、裁判所の窓口に３枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

※　申立書に記載すべき申立人（あなた）の住所を相手方に知られたくない事情がある場合は、お渡しする「相手に知られたくない情報がある方へ」の内容を確認し、必要な手続を行ってください。（お渡しする「記載例」の内容もご確認ください。）

□　事情説明書１通

□　連絡先等の届出書１通

□　進行に関する照会回答書１通

□　子（未成年者）の戸籍謄本(全部事項証明)１通

→戸籍謄本等は３か月以内に発行されたものを提出してください。

４　手続で必要な書類等の提出方法等（書類等はＡ４サイズで提出して下さい。）

・　調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

・　調停手続で、書類等を提出する場合には、<u>裁判所用のコピー１通</u>を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。相手方に交付したい書類等を提出するときは、<u>裁判所用及び相手方用としてコピー２通</u>を提出してください。

・　書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がない

※裏面もあります。

と思われる部分（例：住所を知られたくない場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（ただし、原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいますし、コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合がありますので、コピーをしたものにマスキング（黒塗り）し、さらにコピーしてください。）

- **マスキングができない書面については、同時にお渡しする「相手に知られたくない情報がある方へ」の内容を確認し、必要な手続を行ってください。**

５　提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。そのため、「資料の非開示希望の申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

なお、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続中に提出された書類等のうち、面会交流についての判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請があれば許可されることになります。

６　申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書とともに管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

７　調停の進め方

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、調停委員が中立の立場で、双方からそれぞれお話をお聴きしながら話合いを進めていきます。１回の時間はおおむね２時間程度です。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子の監護の状況等について調査を行う場合もあります。
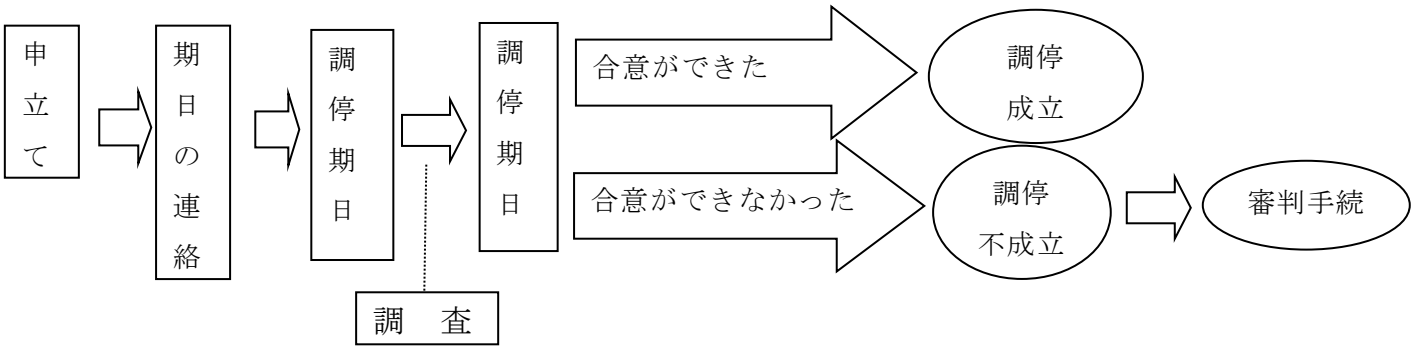
また、相手方と顔を合わせたくないなどのご希望がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。